

健康保険証廃止に伴う対応について

法律により令和6年12月2日以降健康保険証は廃止となり同日以降の交付は行いません。

現行の健康保険証は経過措置として令和7年12月1日まで使用可能ですが、今後はマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）へ移行しますので、下記のとおり準備・対応をお願いします。

1. 対象者

阪急阪神健康保険組合の加入者（被保険者、被扶養者）

2. 健康保険証廃止に向けた準備作業

特段の事情がない限り、マイナンバーカードを作成して、マイナ保険証で受診をしてください。マイナ保険証の利用方法は、以下のとおりとなります。

STEP1. マイナンバーカードを取得する。

- オンラインで申請する。（パソコン・スマホ）
- 郵便で申請する。
- まちなかの証明写真機から申請する。

マイナンバーカード総合サイト

【URL】<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>

STEP2. マイナンバーカードを保険証として登録する。

- 医療機関・薬局で登録（カードリーダーにて行う）する。
- セブン銀行 ATM で登録する。
- 「マイナポータル」アプリで登録する。

【QRコード】

▼iPhone



▼Android



STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受診する。

顔認証付きカードリーダーで本人認証（顔認証 or 暗証番号）を行い、各情報提供の同意を選択する。

マイナ保険証への速やかな移行にご協力をお願いします。

3. 「資格情報のお知らせ」の保管と活用について

順次配付しております「資格情報のお知らせ」は、大切に保管してください。それは、稀に顔認証付きカードリーダーが医療機関・薬局に設置されていない場合があるためです。その際は、マイナ保険証の情報が読み取れませんので、マイナ保険証とともに「資格情報のお知らせ」を提示することで受診できます。「資格情報のお知らせ」のみでは受診はできませんのでご注意ください。また、紛失等による再交付は原則しませんので、その場合は、スマホで「マイナポータル」にアクセスして、ご自身の資格情報を、マイナ保険証とともに提示して頂くと受診できます。

4. 経過措置期間中に健康保険証を紛失した場合の対処について

- 警察へ届け出た後「被保険者証滅失届」を提出してください。
- 健康保険証は再発行しませんので、マイナ保険証で受診してください。
- マイナ保険証を持っていない方は、マイナ保険証を速やかに作成登録してください。
- マイナ保険証作成の期間中に、医療機関を受診したい場合は、健康保険証に替わり「資格確認書」を交付しますので申請してください。

阪急阪神健康保険組合 ホームページ

<https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>